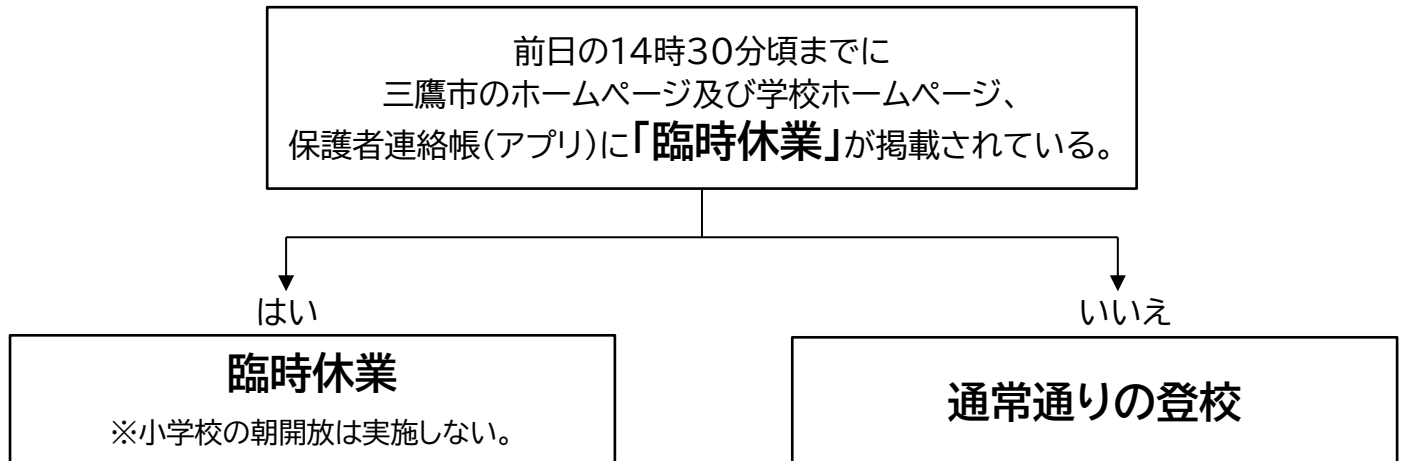
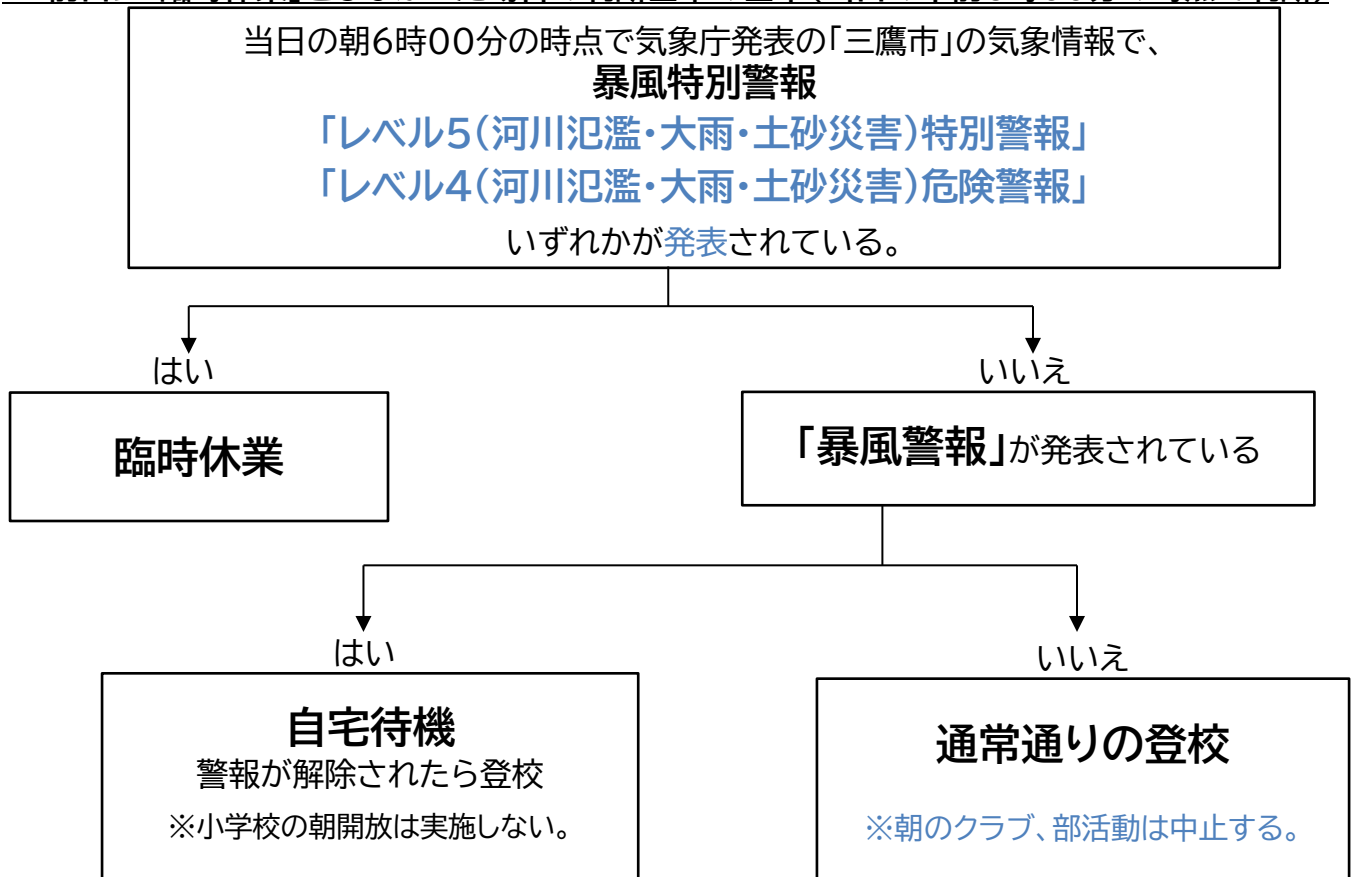


台風の接近等に伴う基本的な対応について(局所的大雨(ゲリラ豪雨)等の対応を含む)

1 前日に「臨時休業」を決定する場合



2 前日に「臨時休業」としなかった場合の判断基準の基本(当日の午前6時00分の時点で判断)

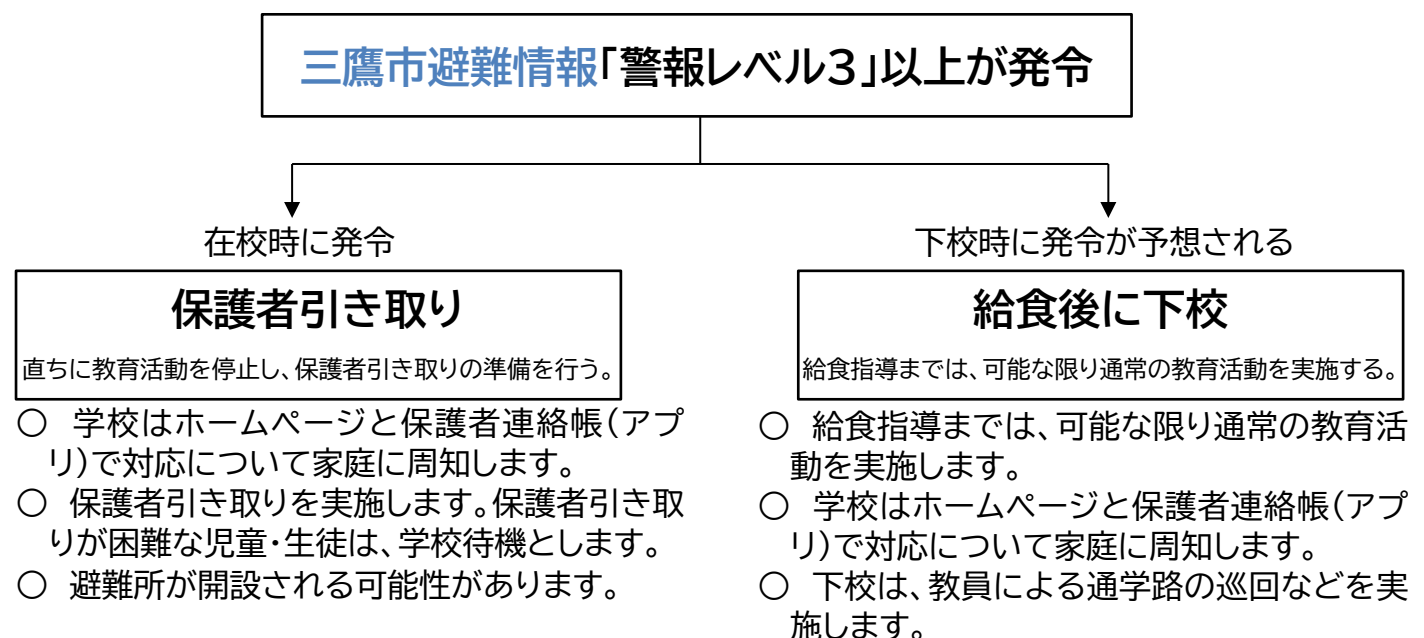
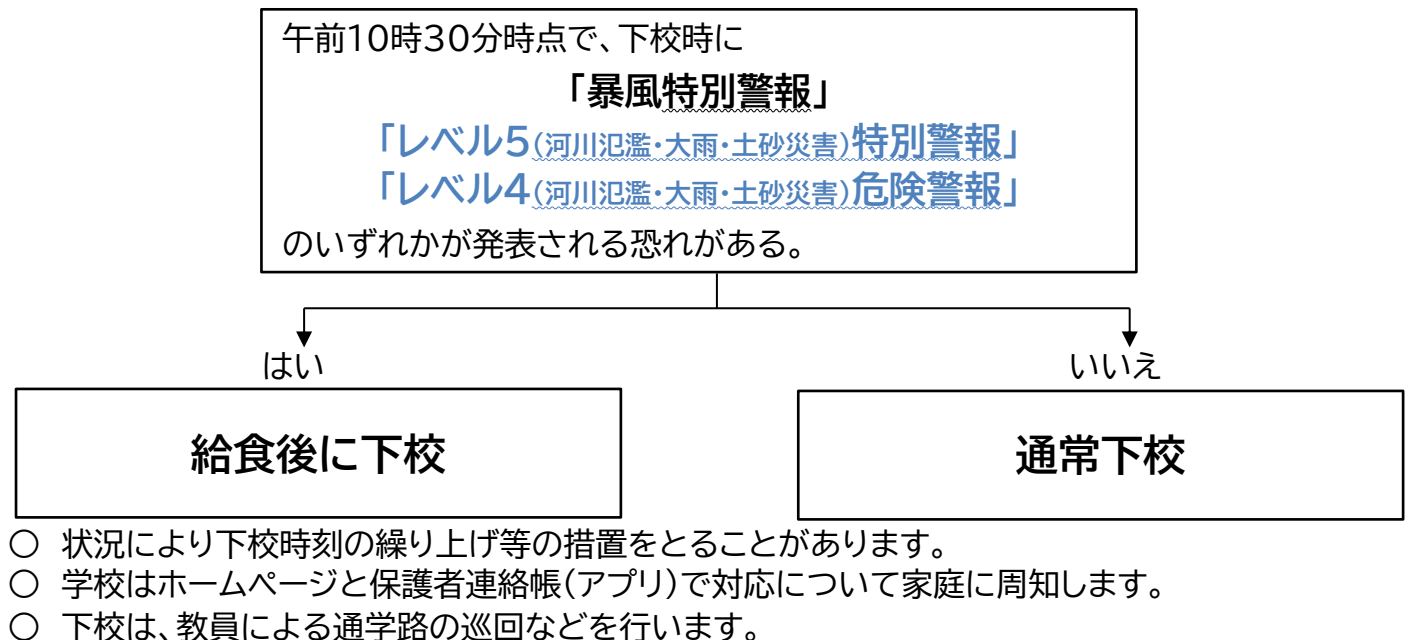
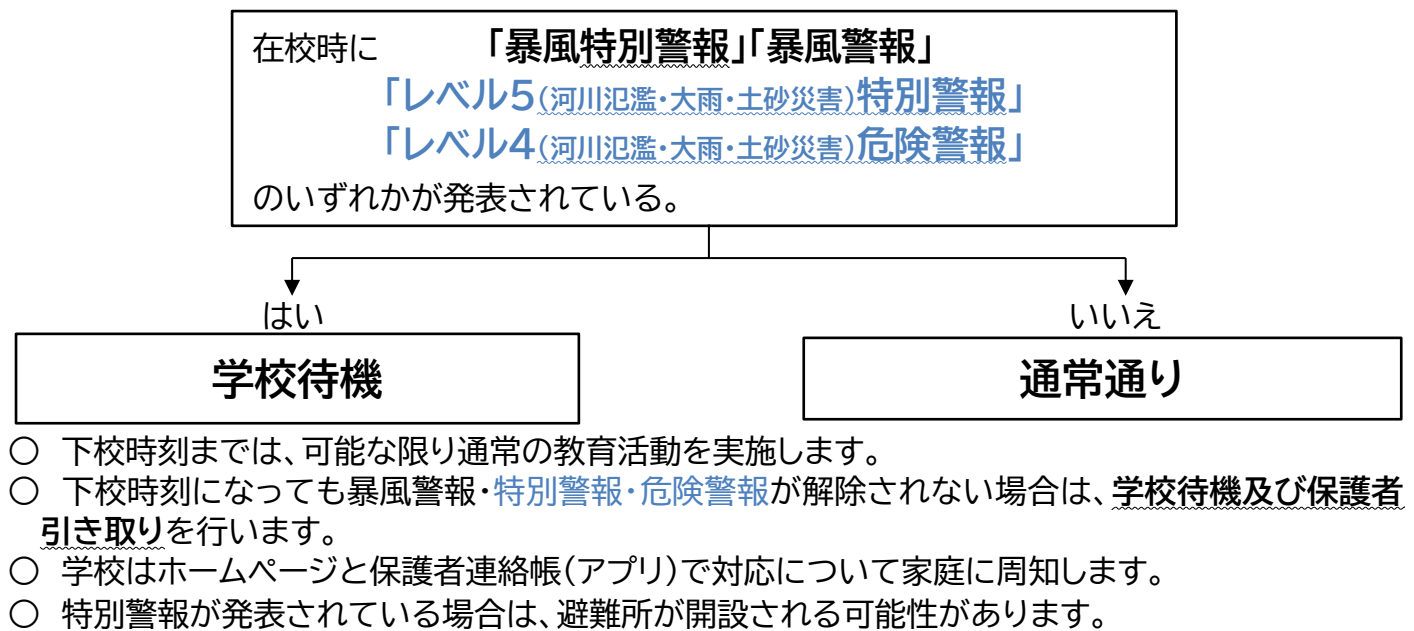


※ 「レベル5特別警報」「レベル4危険警報」が発令されていない場合は通常通りの登校となります。

※ 上記のフローは原則であり、保護者の判断で登校を見合わせたり、遅らせたりしても構いません。安全確保のために自宅待機をしたり、登校を遅らせたりした場合には「欠席」や「遅刻」の扱いとはなりません。その際には、学校にご連絡ください。

3 登校後における判断基準の基本

※ 保護者引き取りをお願いする場合があります。その際には、ご協力をお願いします。



4 居所的大雨(ゲリラ豪雨)等の対応

- 登下校時に発生する恐れがある場合は、登下校を遅らせる場合があります。
- 登下校時に発生した場合は、安全な場所に身を移し安全確保をとれるように日頃より指導してまいります。
- 下記の判断基準は原則であり、保護者の判断で登校を見合わせたり、遅らせたりしても構いません。その際、安全確保のために自宅待機をしたり、登校を遅らせたりした場合には「欠席」や「遅刻」の扱いとはなりません。その際には、学校にご連絡ください。

局所的大雨(ゲリラ豪雨)が発生又は発生が予想される

【小学校のみ】朝開放時に発生

**校門は午前7時30分に開門
校庭は使用せず、
児童は安全な場所に避難**

- 学校は、校庭の使用を取りやめ、児童を校舎内等の安全な場所に避難させます。
- 家庭は、朝開放の利用を見合わせてください。

登下校時に発生

登下校を遅らせるなどの措置

- 学校はホームページと保護者連絡帳(アプリ)で対応について家庭に周知します。その際、登校を遅らせる場合には、朝開放は実施しない旨もお知らせします。
- 教員は、登下校時に通学路を巡回するなどを実施します。
- 下校時においては、必要に応じて保護者引き取りや教員引率の集団下校などを実施します。
- 既に下校を開始している児童・生徒で学校付近にいる場合は、学校に引き返し学校待機とします。その他の既に学校から離れてしまっている児童・生徒は、安全な場所に身を移し安全確保をとれるようにします。

在校時に発生

三鷹市避難情報「警戒レベル3」以上が発令された場合は、 「保護者引き取り」

- 直ちに教育活動を停止し、保護者引き取りの準備を行います。
- 学校はホームページと保護者連絡帳(アプリ)で対応について家庭に周知します。
- 保護者引き取りを実施します。保護者引き取りが困難な児童・生徒は、学校待機とします。
- 避難所が開設されます。

大規模地震が発生した場合の対応について

大規模地震特別措置法に基づく、警戒宣言が発令された場合や震度5弱以上の規模の地震が発生した場合の対応は、原則として次のとおりとします。

1 登校前の対応

- ◆ 児童・生徒は、学校から連絡があるまでの間、「自宅待機」とします。
- ◆ 学校は、市の災害対策本部又は教育委員会からの指示に基づき、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」を決定します。
- ◆ 学校は、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」の決定をしたときは、電話、保護者連絡帳(アプリ)、学校ホームページ等により、その旨を保護者に連絡します。

2 在校中の対応

- ◆ 学校は、直ちに教育活動を中断し、児童・生徒の安全確保を徹底するとともに、保護者への引き渡し等により帰宅させる準備を行います。
- ◆ 学校は、電話、保護者連絡帳(アプリ)、学校ホームページ等により、児童・生徒の安否、学校の被害状況、保護者への引き渡しを行うこと等を保護者に連絡します。
- ◆ 児童・生徒の帰宅方法は、原則として保護者の来校による引き取りとします。
- ◆ 保護者の引き取りまでに時間を要するなど帰宅が困難な児童・生徒については、学校において、飲食、防寒等の必要な対応をとります。

3 登校・下校途中の対応

- ◆ 学校は、通学路等を巡回し、児童・生徒の安全確保にあたり、学校に誘導します。(下校中の児童・生徒は、学校に戻します。)
- ◆ 児童・生徒が学校に到着した後の対応は、在校中に準じます。
- ◆ 児童・生徒が帰宅していた場合は、安全な状況であるか確認に努めます。